



高齢福祉サービスのご案内

高齢福祉課 ☎229-3156 📠229-3334



高齢者の皆さんが心身ともにいつまでも元気で、生きがいのある充実した暮らしを送れるよう、さまざまな取り組みを行っています。

●緊急通報装置事業

一人暮らしの高齢者を対象に、緊急時に簡単な操作で通報できる装置を設置します。

●紙おむつ等給付事業

常時紙おむつが必要な住民税非課税の高齢者に、月1回現物で支給します。

●徘徊SOSネットワーク津

徘徊などの心配がある人の情報を事前に登録し、行方不明となった場合にその人の身体的特徴や服装などの情報を「協力機関」へメール配信しています。

●日常生活用具給付等事業

一人暮らしの高齢者へ、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。

●配食サービス事業

調理が困難な高齢者等に栄養バランスのとれた食事を手渡しし、安否確認を行います。

●家族介護慰労金支給事業

介護サービスを利用せず、高齢者の在宅介護を行った同居の家族に対して、慰労金を支給します。

●はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

はり・きゅう・マッサージの施術を、市指定の施術所で受ける人に、助成券を交付します。

●高齢者外出支援事業

市内に在住の高齢者を対象に、三重交通グループの路線バス、津市コミュニティバスなどで利用できるオリジナルカード「シルバーエミカ」を交付しています。



障がい福祉のご案内

障がい福祉課 ☎229-3157 📠229-3334



身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人などに、津市が実施している障がい福祉サービスについてお知らせします。

●津市視覚障害者タクシー料金助成事業

対象 市内に住所のある20歳以上の在宅の人で、身体障害者手帳の障がい名が視覚障がい、障がいの程度が単体の等級で1級の所得税非課税の人

助成額 1カ月につき700円の乗車券4枚を申請月から助成 ※毎年申請する必要があります。津市障害者等交通サービス支援事業との併給はできません。

●津市障害者等交通サービス支援事業

対象 市内に住所があり、通院・通学のためにタクシーや自家用車、公共交通機関を月1回以上利用する人で、次のいずれかに該当する所得税非課税の人
※障がい児は保護者が所得税非課税の人

- 身体障害者手帳の障がいの程度が単体の等級で1級または2級
- 療育手帳A1(最重度)またはA2(重度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級

助成額 通院・通学1回につき1,000円(1カ月4回まで)を申請月の翌月から助成

※津市視覚障害者タクシー料金助成事業との併給はできません。

●津市地域障がい者相談支援センター

(津センターパレス3階)

障がいのある人やその家族などの各種相談に応じます。

相談時間 月曜～金曜日9時～17時 ※祝・休日、年末年始を除く

問い合わせ ☎272-4554、📠253-1645

●津市障がい者虐待防止センター

(津センターパレス3階)

家庭や職場、施設などで障がいのある人への虐待行為を見たり聞いたりしたら、電話またはファクスで津市障がい者虐待防止センター(津市基幹障がい者相談支援センター内、☎264-7002、📠253-1646)へ通報してください。通報者の秘密は守られます。

●障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのーと」

障がいのある子どもや発育・発達に心配なことがある子どもの成長の記録ができる冊子です。無料で配布していますので、詳しくはお問い合わせください。

対象 市内に在住・在学で18歳以下の障がいがある子どもや、発育・発達に心配なことがある子どもの保護者

